

令和3年度バス等ツアー助成事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美満喫ツアー実行委員会（以下、「委員会」という。）が、奄美大島の旅行商品において、バス等を活用した周遊ツアーを企画・造成する旅行会社等へ助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、委員会が認定する団体旅行に対し、バス等を活用して周遊ツアーを実施することへ助成することにより、奄美大島への団体旅行の誘客を促進し、2次交通を活用した観光旅行の充実を図ることを目的とする。

(助成要件)

第3条 以下の要件の全てに該当すること。

- (1) 奄美大島の貸切バス、タクシー事業者の所有する貸切バス（ジャンボタクシーを含む）を利用すること。
- (2) 鹿児島県に旅館業の登録をしている奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊すること。  
※名瀬港・古仁屋港で7時間以上停泊するクルーズ観光船については、この宿泊の要件を除外する。
- (3) 利用者が奄美群島外在住者であること。
- (4) 申請にかかる事業について、他団体が実施する奄美における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成事業を受けていないこと。ただし、**G o T o トラベル事業との併用は可能とする。**
- (5) 奄美満喫ツアー実行委員会の実施する他助成事業と重複して申請していないこと。

(募集期間、助成対象期間および終了報告期限)

第4条 次表のとおりとする。ただし、助成対象期間をまたぐ旅行商品については、旅行開始日を基準とする。

募集期間	助成対象期間	終了報告期限
令和3年4月7日～ 令和4年2月28日	令和3年4月1日～ 令和4年3月10日	令和4年3月17日

(助成額及び助成限度額)

第5条 助成額は採択された1旅行商品又は1団体において、貸切バス・ジャンボタクシーの利用時間・種類等に応じて、1台あたり次表により算定する。ただし、10万円を助成限度額とする。

※1台あたり

利用時間	大型バス	中型バス	小型バス	ジャンボタクシー
3時間以上15時間未満	30,000円	20,000円	10,000円	5,000円
15時間以上30時間未満	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円
30時間以上	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円

※宿泊を伴わないクルーズ観光船については、上記金額の半額助成とする。

※利用する車両の種別（大型・中型・小型・ジャンボタクシー）が複数にまたがる場合は、最も長い時間で利用した種類で算定する。同時間の場合は、大きい種類で算定する。

※送客実績には、添乗員は含まないものとする。

## 【事務取扱手順】

### 1 申請

申請者は助成申請書（様式1）及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。また、申請者は発注団体又は旅行会社とし、受注型企画旅行・手配旅行においては発注団体の代表者の署名捺印を必要とする。

また、申請にあたり、日程や行程が分かっていたとしても、1団体のツアー等とみなされるものと事務局が判断した場合は、1商品として申請すること。

#### 提出書類

- (1) 助成申請書（様式1）
- (2) 同意書（様式2）
- (3) 企画書（任意様式）
- (4) バス等の種類毎に概算利用時間がわかる資料（任意様式）

### 2 助成決定

委員会は、申請内容を審査し、助成可否の決定を行い、その結果を申請者に通知する。

### 3 終了報告

申請者は、バス等を活用したツアーの催行終了後、すみやかに終了報告書（様式3）及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

#### 提出書類

- (1) 終了報告書（様式3）
- (2) バス会社等の請求書の写し

- (3) 延べ宿泊者数証明書（様式4）
- (4) 最終の行程表（任意様式） 複数団体に分割した場合は分割した団体数分  
（バス等の種類・台数・利用時間の記載があるもの）
- (5) 請求書（様式5）

#### 4 助成金の確定及び支払い

委員会は申請者からの終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

#### 5 その他助成の条件及び特記事項

- (1) 助成金の支払いは、事務取扱手順の「3 終了報告」の内容審査後の精算払いとする。
- (2) 申請者は、申請時点における事業計画の内容等を変更する場合には、すみやかに委員会へ連絡・協議すること。
- (3) (2)の変更連絡を故意に怠った場合、助成決定通知書に記載された助成要件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合には、助成金の減額、助成決定の取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。また、委員会が行う他の事業に関して、今後の助成を見合わせることもある。
- (4) 申請者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、委員会が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。
- (5) 委員会は必要に応じて、申請者に対して報告（宿泊者の名簿提出等）を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。
- (6) 助成の交付を受けた申請者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。
- (7) 当事業の実施にあたり、申請者と第三者との間に発生した問題について、委員会は一切関与しない。
- (8) 委員会は、旅行者及び島民の安全を確保するため、島内における新型コロナウイルス感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある。
- (9) この要綱に定めのない事項については、委員会が別に定めるものとする。

※当事業は、奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町の負担金により実施しており、各市町村への宿泊に応じて、予算の範囲内において助成する。

したがって、各市町村の予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがある。また、助成決定後においても助成金が満額支給されないことがある。